

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□令和元年度決算における地方消費税交付金	802,901千円
うち、引き上げ分(令和元年度決算における地方消費税交付金の7/17)	330,607千円

平成26年4月1日より消費税率(国+地方)が5%から8%に引き上げられ、地方消費税率が1%から1.7%となりました。今回の引き上げ分の地方消費税交付金相当額は、令和元年度地方消費税交付金全体の7/17に相当します。

引き上げ分の地方消費税収は、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされています。本市令和元年度決算における社会保障4経費への充当額は以下のとおりです。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分			令和元年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	市債	その他	引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	27,632	10,442		1,193	15,997	2,142
		障害者医療費	123,166	63,903			59,263	7,934
		地域生活支援事業費	58,627	29,305			29,322	3,926
		障害者福祉対策費	33,214	24,954			8,260	1,106
		障害者総合支援法事業費	1,133,108	870,582			262,526	35,149
		生活困窮者自立支援事業費	1,243	1,008			235	31
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,286,514	907,480		502	378,532	50,681
		母子福祉対策費	45,445	25,446		13	19,986	2,676
		子ども福祉対策費	136,705	30,891		60,800	45,014	6,027
生活保護費	生活保護費	1,082,624	873,768		10,967	197,889	26,495	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,437	2,571			866	116
		母子事業費	620	509		7	104	14
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	453,353	325,026			128,327	17,181
	社会福祉費	介護保険費	582,457				582,457	77,983
	社会福祉費	後期高齢者医療費	860,010	119,494			740,516	99,146
合 計			5,828,155	3,285,379	0	73,482	2,469,294	330,607